

介護分野の文書に係る負担軽減 に関する専門委員会（第11回）	ヒアリング 資料2
令和4年8月24日	

介護分野の文書の負担軽減に関する 意見表明

一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会ヒアリング意見

一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

意見表明事項	(1) 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例に関する意見
賛	否
国が定める標準様式及び標準添付書類に準拠させること等に賛成（補足意見あり）	

補足意見	参考情報						
<p>介護保険部会資料にある「なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。」については、極力限定して頂きたい。</p>	<p>ある県と同県内の中核市の指定更新にかかる提出書類の比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">県</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">中核市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;"> 共通様式1 指定申請書類連絡先 1.第1号様式 指定申請書 2.指定に係る記載事項（付表） 3.参考様式1 勤務形態一覧表 </td> <td style="background-color: #d9e1f2;"> 共通様式1 指定申請書類連絡先 1.第1号様式 指定申請書 2.指定に係る記載事項（付表） 3.介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 4.参考様式1 勤務形態一覧表 5.参考様式2 管理者経歴書 6.参考様式3 平面図 7.参考様式4 設備・備品等一覧表 8.参考様式5 苦情処理措置の概要 9.参考様式6 誓約書 10.参考様式7 介護支援専門員一覧 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">※メール提出</td> <td style="background-color: #d9e1f2;">※正本・副本を製本し提出（インデックス付）</td> </tr> </tbody> </table>	県	中核市	共通様式1 指定申請書類連絡先 1.第1号様式 指定申請書 2.指定に係る記載事項（付表） 3.参考様式1 勤務形態一覧表	共通様式1 指定申請書類連絡先 1.第1号様式 指定申請書 2.指定に係る記載事項（付表） 3.介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 4.参考様式1 勤務形態一覧表 5.参考様式2 管理者経歴書 6.参考様式3 平面図 7.参考様式4 設備・備品等一覧表 8.参考様式5 苦情処理措置の概要 9.参考様式6 誓約書 10.参考様式7 介護支援専門員一覧	※メール提出	※正本・副本を製本し提出（インデックス付）
県	中核市						
共通様式1 指定申請書類連絡先 1.第1号様式 指定申請書 2.指定に係る記載事項（付表） 3.参考様式1 勤務形態一覧表	共通様式1 指定申請書類連絡先 1.第1号様式 指定申請書 2.指定に係る記載事項（付表） 3.介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 4.参考様式1 勤務形態一覧表 5.参考様式2 管理者経歴書 6.参考様式3 平面図 7.参考様式4 設備・備品等一覧表 8.参考様式5 苦情処理措置の概要 9.参考様式6 誓約書 10.参考様式7 介護支援専門員一覧						
※メール提出	※正本・副本を製本し提出（インデックス付）						

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会ヒアリング意見

一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

意見表明事項	(2) 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口に関する意見
賛 否	専用の窓口を設けること等に賛成（補足意見あり）

補足意見	参考情報
<p>「地方公共団体に対する要望については、厚労省資料では、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。」としていますが、一方で国においては、「介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。」としており、地方公共団体においても、同様の会議体の設置、処理状況の公表を制度化すべきと考えます。</p>	<p>・国保連に設置されている「介護サービス苦情処理委員会」^④においては、調査や指導が行われている。</p> <p>④外部委員等により国保連に設置された介護サービス利用者のサービス事業者に関する苦情申し立てを処理する委員会</p> <p>(根拠) 介護保険法第176条第1項第3号</p>

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会ヒアリング意見

一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

意見表明事項	(3) 「電子申請届出システム」に関する意見
賛 否	上記を利用して手続を完結させること等に賛成（補足意見あり）

補足意見	参考情報
<p>方向性について大いに賛成できますが、そのためには、介護現場のエビデンスベースの介護を進めるためのITリテラシーの強化と、そのために必要とするデータ収集と使い勝手の機能性を備えた介護現場向けのITデバイスの開発が必要と考えます。</p> <p>加えて、現況報告等の他の提出物とのデータリンクが出来れば更に効果的と考えます。</p>	

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会ヒアリング意見

一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

意見表明事項	(4) 地域による独自ルールに関する意見
賛 否	地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表することに賛成（補足意見あり）

補足意見	参考情報
<p>厚生労働省は介護保険部会資料において、「地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する」とありますが、その際、次の2点については、対処方針の検討をお願いします。</p> <p>①施設整備の際の公募条件により指定基準より上乘せの義務を課す例（特にコスト増を伴うもの）も独自ルールとすること （理由） 施設整備の公募は、事業者は承知の上で公募に応じていますが、明らかに指定基準と異なるものは事業者不利となりますので、独自ルールの範ちゅうに加えて、定期的公表の対象として頂きたいと思えます。</p> <p>②他県と比し著しく事業者不利となっている独自ルールの、見直しルールを設けること （理由） 右記のような規制をする場合は他県の施設と大きく経営環境が異なるため、コスト面の手当をして頂く等の見直しが必要と考えます。つまり、一定以上の独自ルールについては、独自ルールの見直しを促す仕組みが必要です。</p>	<p>（事例）</p> <p>① ユニット型特養において、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員の配置が求められる昼間の時間帯について、「連続する14時間以上とする」と定めている県がある。多くの自治体は8時間程度と承知。</p> <p>② やむを得ずユニット職員の弾力運用を行う場合でも、人員の3割以内に限定するよう指導する自治体があるが3割の根拠が不明。</p>